

間が6年以上に達するもの

(6) 外国にある学校を卒業した者又は外国の行政機関、教育機関若しくは団体において農業若しくは家政に関する技術についての試験研究、教育若しくは普及指導に従事した者で、前各号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると知事が認めたもの

4 試験の方法

試験は筆記試験（択一式又は記述式及び論文式）及び口述試験を行う。

(1) 筆記試験

改良普及員として必要な教養並びに農業又は家政についての専門的技術及び知識に関する事項について行う。

ア 択一式又は記述式

必須項目は教育概論及び農業概論とし、選択項目は次の表の項目のうちから2項目選択するものとする。

イ 論文式は、次の表の選択項目のうちから1項目選択するものとする。

この場合、択一式又は記述式の試験項目と重複して選択することが出来る。

必 須 項 目	選 択 項 目
教育概論	作物 園芸 植物病理及び昆虫 植物育種 生命工学 土壌肥料 生物化学
農業概論（農業技術概論	学 食品化学及び食品加工 畜産 農業機械及び施設 農業経済 社会学
農政事情 農業経営 生活	統計学及び情報処理 養蚕 労働科学 栄養学 建築及び住居 農村計
経営）	画 家庭経済 生活福祉 会計学 マーケティング論

(2) 口述試験

社会常識その他改良普及員として必要な能力について行う。

5 受験票の交付

出願書類資格審査後、受験資格者に対して受験票を本人あて送付する。

6 合格発表

合格者には、試験実施1か月以内に合格証書を交付し、熊本県公報で公示する。

7 試験結果の開示

この資格試験の結果については、熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第22条第1項の規定に基づき、口頭で開示を請求することができる。

(1) 開示請求者 熊本県改良普及員資格試験受験者

(2) 開示内容 総合得点、項目別得点及び口述試験結果

(3) 開示期間 合格発表の日から1か月間

(4) 開示場所 農政部経営技術課（県庁行政棟本館8階）

8 その他

試験についての不明な点は、熊本県農政部経営技術課に問い合わせること。

熊本県公告第359号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成15年5月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

水俣市小津奈木字大丸472番1

4,667.71平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都台東区上野七丁目14番4号

ダイワロイアル株式会社

熊本県公告第360号

八代郡竜北町竜北町土地改良区理事長浜田洋から平成15年4月21日付けで申請の定款変更については、平成15年5月19日付けで認可した。

平成15年5月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第361号

八代市八の字堰土地改良区連合理事長田島幹男から平成15年4月22日付けで申請の定款変更については、平成15年5月19日付けで認可した。

平成15年5月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子